

# 西条小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い意識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、学校が全ての児童にとって「安心・安全で、明日も楽しみ」と実感できる「心の居場所」となるよう、教職員の合意形成に基づく指導体制の充実を図り、家庭や地域などと連携して、いじめの防止などに取り組む。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめ防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

## 2 いじめの防止等の対策

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

#### ①児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行う。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図る。
- ・規範意識を育て、善悪の正しい判断ができる児童の育成を目指す。
- ・「心やさしい西条っ子」をスローガンに、共感的な人間関係を築く。
- ・児童理解に努め、個々の変容や成長、気にかかる言動等を「個人記録カード」に記入する。

#### ②自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

##### ○「いのちの教育」の推進

- ・道徳、学級指導等で、いじめに関する資料を取り扱う。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人との関わり方や、コミュニケーション能力向上を図る。

##### ○児童が主体となる取組の充実

- ・児童会で「あったか言葉」運動や標語募集を実施するなど、児童の創意工夫を生かしていくよう努める。
- ・各学年で、実態に応じた温かい言葉（感謝、励まし、ねぎらい、賞賛等）をかけることを1年を通して行う。
- ・ボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育む。

#### ③家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・PTA や学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・保護者に「家庭版いじめサイン発見シート」を配布する。
- ・ネットいじめを防止するために、情報モラル教育を行い、保護者にも人権意識の啓蒙を図る。
- ・年間を通してあいさつ運動を励行し、パトロール隊の方々には感謝の気持ちを込めてあいさつができるように指導する。

## (2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、軽視することなく、積極的に関わっていく。児童からの相談に対しては、必ず学校の職員が迅速に対応することを徹底する。

また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関などとチームを組んで的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

### ①日常的な観察

- ・担任は、授業中だけでなく、休憩時や放課後、日記などから児童の様子や言動に気を配ったり、声をかけたりする。
- ・授業、縦割り清掃など、担任以外の目で見えた児童の気にかかる様子を、担任に知らせ情報の共有に努める。

### ②アンケート調査

- ・いじめ実態調査「こぼとキッズふり返しカード」を毎月実施し、面談に生かす。
- ・アンケートで得た情報は、迅速な報告・連絡・相談に努める。また、特別な配慮を要する事案が出た場合は「児童連絡会議」を開催し全教職員で共通理解を図る。

### ③教育相談

- ・児童全員へ定期的な個人面談を実施する。（6月、11月、2月）
- ・児童が担任以外にも相談できるように、相談室前に相談箱を設置する。

## (3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保する。その上で速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに関わる情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。また、いじめに係る情報を適切に記録しておく。また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告する。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談または通報し、連携して対応する。

### ②いじめられた児童及びその保護者への対応

- ・スクールカウンセラー等を招聘して、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整える。

### ③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を招聘し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

#### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

#### ⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとる。

### ○いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。

この相当期間とは、少なくとも90日間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

#### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。また、被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

#### ①児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

#### ②再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

### 3 いじめ対策委員会

#### (1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員、その他関係機関や関係諸団体の代表者、民生児童委員、保護司、人権擁護委員、学校評議員を追加する。

#### (2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

### 4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・いじめ対策委員会 ・校内研修（共通理解）	10	・アンケート調査
5	・アンケート調査	11	・アンケート調査 ・教育相談（全員面談）
6	・教育相談（全員面談）	12	・いじめ対策委員会 ・アンケート調査
7	・いじめ対策委員会 ・アンケート調査	1	・授業（いじめに関する内容） ・アンケート調査
8	・校内研修（事例研究）	2	・教育相談（全員面談） ・アンケート調査
9	・アンケート調査	3	・学校評価の結果集計、考察 ・いじめ対策委員会 ・アンケート調査

### 5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。